

常勤役員報酬規程

令和5年7月1日改定

社会福祉法人 日本介助犬協会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 日本介助犬協会（以下「当協会」という。）の定款第21条に基づき、常勤役員に対する報酬等について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち以下にあたる者をいう。
 - (イ) 常勤A：週4日以上法人の職務に従事する者
 - (ロ) 常勤B：週2日以上法人の職務に従事する者
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給要件)

第3条 常勤役員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 当協会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 当協会の常勤役員の報酬等の総額は、評議員会の定めるところによる。

- (1) 報酬等の総額は、原則として定時評議員会において、当年7月から翌年6月を対象期間として決定する。
- (2) 予算の作成にあたり、常勤役員の報酬等については、前項に定める期間を踏まえた上で計上する。
- 2 当協会の常勤役員の月額報酬は、別表1に定める常勤役員報酬基準表により支給する。各常勤役員の具体的な報酬額は、評議員会で承認された総額の範囲内で理事会が決定する。
- 3 新たに常勤役員となった者には、役員となった日の属する月から報酬を支給することができる。
- 4 常勤役員が退任したときは、退任した日の属する月まで報酬を支給することができる。
- 5 常勤役員が死亡したときは、死亡した日の属する月まで報酬を支給することができる。
- 6 当協会の業績に応じて常勤役員に賞与を支給することができる。支給する場合の上限額は別表2の通りとし、支給の有無及び各常勤役員の具体的な報酬額は理事会が決定する。

- 7 常勤役員に退職慰労金を支給することができる。退職慰労金は、別表 3 の算定基準により算定される報酬額を上限とし、支給の有無及び具体的な報酬額は評議員会が決定する。

(支給日)

第 5 条 報酬および旅費は、当協会が定める給与規程第 4 条に規定する職員給与支給日に支給する。

(社会保険等の加入)

第 6 条 常勤役員は、職員に準じ社会保険等に参加できるものとする。

(公表)

第 7 条 当協会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の議決で行う。

(細則)

第 9 条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が細則を別に定めることができるものとする。

附則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

[別表 1] 常勤役員報酬基準表

号 俸	報酬月額 (円)	号 俸	報酬月額 (円)	号 俸	報酬月額 (円)
1 号俸	200,000	28 号俸	470,000	55 号俸	740,000
2 号俸	210,000	29 号俸	480,000	56 号俸	750,000
3 号俸	220,000	30 号俸	490,000	57 号俸	760,000
4 号俸	230,000	31 号俸	500,000	58 号俸	770,000
5 号俸	240,000	32 号俸	510,000	59 号俸	780,000
6 号俸	250,000	33 号俸	520,000	60 号俸	790,000
7 号俸	260,000	34 号俸	530,000	61 号俸	800,000
8 号俸	270,000	35 号俸	540,000	62 号俸	810,000
9 号俸	280,000	36 号俸	550,000	63 号俸	820,000
10 号俸	290,000	37 号俸	560,000	64 号俸	830,000
11 号俸	300,000	38 号俸	570,000	65 号俸	840,000
12 号俸	310,000	39 号俸	580,000	66 号俸	850,000
13 号俸	320,000	40 号俸	590,000	67 号俸	860,000
14 号俸	330,000	41 号俸	600,000	68 号俸	870,000
15 号俸	340,000	42 号俸	610,000	69 号俸	880,000
16 号俸	350,000	43 号俸	620,000	70 号俸	890,000
17 号俸	360,000	44 号俸	630,000	71 号俸	900,000
18 号俸	370,000	45 号俸	640,000	72 号俸	910,000
19 号俸	380,000	46 号俸	650,000	73 号俸	920,000
20 号俸	390,000	47 号俸	660,000	74 号俸	930,000
21 号俸	400,000	48 号俸	670,000	75 号俸	940,000
22 号俸	410,000	49 号俸	680,000	76 号俸	950,000
23 号俸	420,000	50 号俸	690,000	77 号俸	960,000
24 号俸	430,000	51 号俸	700,000	78 号俸	970,000
25 号俸	440,000	52 号俸	710,000	79 号俸	980,000
26 号俸	450,000	53 号俸	720,000	80 号俸	990,000
27 号俸	460,000	54 号俸	730,000	81 号俸	1,000,000
常 勤 A : 1 号 俸 ～ 上 限 81 号 俸					
常 勤 B : 1 号 俸 ～ 上 限 31 号 俸					

[別表 2] 常勤役員賞与支給上限額(年額)

常勤役員	報酬月額×4 か月分
------	------------

[別表 3] 常勤役員退職慰労金支給上限額

常勤役員	10 万円×在職年数
------	------------

※上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとし 1 か月未満は切り上げる。